

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2020 年 6 月 11 日

株式会社ヤマダ電機

2020年6月11日

吸収分割に係る事前開示事項

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダ電機
代表取締役社長 三嶋 恒夫

当社は、2020年4月13日付で当社の完全子会社である株式会社ヤマダ電機分割準備会社（以下「準備会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行うこととしました。

本件吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

2020年4月13日付で当社と準備会社が締結した吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

準備会社は当社の完全子会社であることから、本件吸収分割に際し、準備会社は当社に対して準備会社の株式その他の金銭等の交付を行いません。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

準備会社は2020年4月1日に設立された会社であるため確定した最終事業年度は存在しません。同社の成立の日における貸借対照表は、現金及び預金100百万円、資本金100百万円です。

なお、準備会社の会社成立後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生じる日以後における当社および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社の債務の履行の見込み

当社の2020年3月31日の貸借対照表における資産の額は999,067百万円、負債の額は433,558百万円、純資産の額は565,509百万円であり、その後これらの額に重大な変動は生じておりません。

本件吸収分割により、当社が準備会社に承継する資産の額は427,721百万円、負債の額は34,058百万円となる見込みです。

また、本件吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本件吸収分割後の当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社（準備会社）が承継する債務の履行の見込み

準備会社の2020年4月1日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、下表のとおりです。

	資産の額	負債の額
当社	100 百万円	0 円

本件吸収分割によって、準備会社が当社から承継する予定の資産及び負債の見込み額はそれぞれ427,721百万円及び34,058百万円であり、本件吸収分割後における準備会社の資産及び負債の見込み額はそれぞれ427,821百万円及び34,058百万円です。但し、当社から準備会社への債務の承継については、重疊的債務引受けの方法によるものといたします。

また、本件吸収分割の効力発生日までに準備会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

従って、本件吸収分割の効力発生日以後の準備会社の資産の額は、負債の額を十分上回る見込みです。

以上より、本件吸収分割の効力発生日以後においても、準備会社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

(別紙1)

吸収分割契約書

株式会社ヤマダ電機(以下「甲」という。)と株式会社ヤマダ電機分割準備会社(以下「乙」という。)は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割(以下「本件吸収分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

1. 甲は、本契約の定めるところに従って、吸収分割の方法により、甲がその家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業(以下「本件事業」という。)に関して有する権利義務の一部を乙に対して承継させ、乙は、これを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第2条(当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲(吸収分割会社)	: 商号	株式会社ヤマダ電機
	住所	群馬県高崎市栄町1番1号
乙(吸収分割承継会社)	: 商号	株式会社ヤマダ電機分割準備会社
	住所	群馬県高崎市栄町1番1号

第3条(効力発生日)

本件吸収分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2020年10月1日とする。ただし、分割手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙が協議して会社法第790条第1項に基づきこれを変更することができる。

第4条(承継する権利義務に関する事項)

乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約、雇用契約その他の権利義務は、別紙の承継権利義務明細表に記載のとおりとする。

第5条(分割対価の交付)

乙は、本件吸収分割に際し、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第6条(吸収分割承認総会)

甲は、2020年10月1日までに、株主総会を開催し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。乙は、本件吸収分割が会社法第796条第1項に

規定する略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を行うものとし、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続きを行う。ただし、分割手続の進行上、必要あるときは、甲乙協議のうえ、日程を変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本件吸収分割の効力発生後、本件事業に関する競業禁止義務を負わない。

第8条（吸収分割契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産又は経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他甲及び乙のいずれかが必要と認めるときには、甲乙協議の上、本件吸収分割条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

2020年10月1日までに第6条に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は、相手方に通知して本契約を解除できる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

2020年4月13日

本契約成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙が1通ずつ所持する。

(甲) 株式会社ヤマダ電機
代表取締役社長 三嶋 恒夫

(乙) 株式会社ヤマダ電機分割準備会社
代表取締役社長 三嶋 恒夫

別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2020年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件事業に係る流動資産、固定資産。

2. 承継する負債

本件事業に係る流動負債、固定負債。

3. 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

本件事業に主として従事する当社の従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイトのほか、内定者（本件事業に主として従事することが予定されている者）を含む。）との雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務は、本件吸収分割によっては、乙に承継されないものとする。

甲は、本件吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の一部を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

4. 承継するその他の権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、労働者派遣契約等その他の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、次の権利義務を除く。

- ・乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務。
- ・契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。
- ・契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

(2) 許認可等

本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要があるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち、本件吸収分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったものを除く。

以上